

定期報告書

令和 6 年 2 月 1 日

秋田県知事 佐竹敬久 宛

住所 三種町大口字西山根170

氏名 (山本 智)

電話番号 0185 - 85 - 3232

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	山本 智	年齢	68 歳
家畜の所有者の住所	郵便番号 018 - 2406 三種町大口字西山根170		
	電話番号 0185-85-3232	携帯番号 080-2014-7330	
	fax番号 0185-85-3232		
	電子メール croissant@helen.ocn.ne.jp		
農場管理者の氏名又は名称	山本 智	年齢	68 歳
農場管理者の住所	郵便番号 018 - 2406 三種町大口字西山根170		
	電話番号 0185-85-3232	携帯番号 080-2014-7330	
	fax番号 0185-85-3232		
	電子メール croissant@helen.ocn.ne.jp		
農場の名称	よんまる牧場		
農場の所在地	郵便番号 018 - 2406 三種町大口字西山根169		
	電話番号 0185-85-3232		
	fax番号 0185-85-3232		
	電子メール croissant@helen.ocn.ne.jp		
飼養衛生管理者の氏名	同 上	年齢	歳
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 -		
	電話番号	携帯番号	
	fax番号		
	電子メール		
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 018 - 2406 三種町大口字西山根169		

- 注意
- 1 農場ごとに、家畜の所有者（所有者以外に農場を管理する者がいる場合は当該農場管理者）が作成すること。また、本報告書の記載事項は当該年の2月1日時点のものとする。
 - 2 「農場管理者の氏名又は名称」欄及び「農場管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該農場を管理する者がある場合に記入すること。
 - 3 飼養衛生管理者とは、家畜の所有者が家畜の飼養衛生管理を適正に行うために、家畜伝染病予防法第12条の3の2に基づき選任する者をいう。なお、家畜の所有者自らが飼養衛生管理者となる場合には、「飼養衛生管理者の氏名」欄等に、同上と記載する。
 - 4 飼養衛生管理者を複数選任している場合は、飼養衛生管理者を代表する者を記載し、その他の飼養衛生管理者を別紙様式「その他の飼養衛生管理者」に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1名の場合には別紙様式「その他の飼養衛生管理者」の提出は必要ない。

家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚		子豚
	頭	成豚	育成豚	頭
		頭	頭	頭
採卵鶏		肉用鶏		
成鶏	育成鶏			
羽	羽	羽		
その他 (山羊)	その他 ()	その他 ()	その他 ()	
4頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	
畜舎等の数	畜舎	1	ふ卵舎	

- 注意 5 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行つた日の前日時点のものとする。
- 6 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のもの、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のもの、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のもの、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のもの、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のもの、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のもの、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のもの、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のもの、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のもの、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のもの、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のもの、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のもの、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（）」欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる（フランス鴨、あいがもを含む。）、うずら、きじ、だちよう（エミューを含む。）、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、該当するものを種類ごとに（）内に記載し、その頭羽数を記入すること。

以下の項目について、昨年の内容と変更がある場合又は未提出の場合は、数字に○をつけ、該当書類を添付してください。

- 1 農場の平面図
- 2 関係者以外の立入制限方を記載した書面
- 3 消毒設備の種類を記載した書面
- 4 畜舎ごとの飼養密度を記載した書面
- 5 埋却地の確保状況を記載した書類
- 6 埋却地以外の方法（焼却・化製）の準備を講じている場合は、その状況を記載した書類
- 7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合の取組の状況を記載した書面
- 8 大規模所有者の場合 担当獣医師名等
- 9 大規模所有者の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し
- 10 【令和4年度定期報告からの追加事項】
農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアルの写し

【添付資料や記載方法等のお問い合わせ先】

最寄りの家畜保健衛生所に「定期報告について」とお問い合わせください。

- 秋田県北部家畜保健衛生所 TEL 0186-62-2715
- 秋田県中央家畜保健衛生所 TEL 018-864-0401
- 秋田県南部家畜保健衛生所 TEL 0187-62-5357

その他の飼養衛生管理者

飼養衛生管理者の氏名		
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —	
	電話番号	携帯番号
	fax番号	
	電子メール	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 —	

飼養衛生管理者の氏名		
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —	
	電話番号	携帯番号
	fax番号	
	電子メール	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 —	

飼養衛生管理者の氏名		
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —	
	電話番号	携帯番号
	fax番号	
	電子メール	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 —	

飼養衛生管理者の氏名		
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —	
	電話番号	携帯番号
	fax番号	
	電子メール	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 —	

飼養衛生管理者の氏名		
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —	
	電話番号	携帯番号
	fax番号	
	電子メール	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 —	